

令和7年度 第2回 名張市子ども権利委員会 議事録概要

日時：令和7年7月8日（火）

15時00分～16時30分

場所：防災センター2階防災研修室

【出席者】 子ども権利委員会 委員長、副委員長、委員4名

【事務局】 子ども家庭室（福祉子ども部保育・家庭担当部長、子ども家庭室長、子ども家庭室係長、子ども相談員、室員2名）

1. 委員長あいさつ

・最近、大人の暴力事件や殺人事件が多い。大人が襟を正し、子ども達を守り、子ども達のために啓発をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

2. 保育・家庭担当部長あいさつ

・令和6年度の実績と、取組実績に対する課題について進捗状況の報告をさせていただきます。議会にも報告し、市民の皆さんに公表するような形になります。皆様のご意見をいただければと思いますのでよろしくお願いします。

3. 議事 令和6年度「ばりっ子すくすく計画（第5次）

（事務局より説明）

○令和6年度「ばりっ子すくすく計画（第5次）～子どもの健全育成に関する基本計画」の推進状況について

計画の趣旨及び報告概要

・本市では、次世代を担う社会の宝である子どもたちの権利を保障し、心身ともに健全に育むことを目的に、平成18年3月に、市で初めて議員提案による「名張市子ども条例」を制定した。この条例の下、平成21年3月に具体的にどのように行動をしていくべきかをまとめた「ばりっ子すくすく計画(第5次)」を策定し、その後、3年ごとに見直しを行っている。

令和4年度から、令和6年度までの第5次計画に基づく取組の進捗状況について、子どもの大切な権利である、生きる権利、育まれる権利、守られる権利、参加する権利を4つの柱とし、それぞれの権利に関連する行動計画の取組ごとに、令和6年度の実績とその実績に対する課題を所管部署ごとに整理している。

・第5次計画では、子どもを健全に育成するための取組を着実に引き継いでいくことが重要との考え、基本計画の基本的な考え方の変更は行わないこととしている。ただし、社会情勢の変化や、それに伴う本市の施策展開などにより、困難を抱える子どもや家庭への支援、相談支援機能の強化と、子どもの居場所づくりのさらなる推進、名張市子ども条例の啓発にかかる取組のさらなる充実の3つを特に注視すべき取組として、計画している。

<注視すべき3つの取組について、令和6年度の実績を説明>

○困難を抱える子どもや家庭の支援、その中でも、ヤングケアラーへの支援に対する令和6年度の新たな取組として、支援対象児童の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供などを行い、

ヤングケアラーの把握につなげている。また把握したヤングケアラーへの支援として、食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行などの家事支援を行う体制を構築している。

○相談支援機能の強化と、子どもの居場所づくりのさらなる推進について、相談支援機能の強化の令和6年度の新たな取組として、こども家庭センターの名称「ばりっ子まるまるセンター」を設置し、母子保健担当と児童福祉の担当との合同会議により、相互の情報共有を図っている。

○子どもの居場所づくりのさらなる推進として、名張小学校区放課後児童クラブの利用希望児童数増加に対応するために、令和7年度の開所に向けた、施設を増設している。また、放課後児童クラブの抱える課題を迅速に解決するため、放課後児童クラブ連絡協議会に運営促進部会を設置し、保護者に対し、土曜授業に関するアンケート調査等を実施している。夏休みの子どもの居場所を桔梗が丘西1集会所において開設し、放課後児童クラブのスポット利用ができない児童の受け入れを実施した。

○名張市子ども条例の啓発にかかる取組のさらなる充実として、市内小学などへの子ども条例啓発のための出前授業の実施について、令和5年度は1件だったが、教育委員会と学校等に協力を仰ぎ、令和6年度は4件実施した。

<質疑>

○医療福祉総務室・市立病院総務企画室の取組実績について、市内に分娩できる施設がなくなったことに伴い、三重県や伊賀市と連携して圏域内の周産期医療体制の確保について検討した内容や名張市の課題について教えてほしい。

(事務局) 令和7年度から三重県が地域で分娩取り扱い医療が1つである地域を対象とする、「地域拠点産科医療機関支援事業」を実施することとなった。これについて、名張市と伊賀市が負担金を支払う。また名張市として、分娩施設がなくなった短期的な施策として、遠方分娩施設での交通費の支給など、安心出産子育て応援事業として今後も引き続き行う。

○アレルギー対応が必要な園児については、部分除去対応から完全除去対応に変更することが、アレルギーのある子どもの家庭にとっては良いと思わない。部分除去と、完全除去の説明してほしい。

(事務局) 部分除去とは、個々の食べられる範囲で摂取量の上限に対応するという。完全除去は、原因食物を一切提供しないこと。

○文化生涯学習室の、子どもを守る家への協力者が増えているが、最初に登録している方はかなり高齢化し、実際機能している家の数はもっと少ないのではないかと。登録更新手続きをしているのか。

(事務局) タペストリーの確認作業は15の地域づくり組織で毎年行っている。新規登録や交換、廃止も順次受け付けしながら、地域での見守りをお願いしている。

○文化生涯学習室のレインボー名張っ子の発行について、あまり役に立つ情報誌になっていないのではないかと。保育所、小学校から配付で、どの年齢が対象化なのかわからない。配信に変更し、経費削減をしてはどうか。年4回も発行が必要なのか。

(事務局) 名張市PTA連合会が発行している。今後の検討課題とする。

○小学校で行われている、子ども条例や性教育の出前授業について、どの学校も全部平等にしてほしい。

(事務局) 学校のカリキュラムがあるので、子ども家庭室からは啓発をし、希望された学校に出前授業に行っている。

○子ども家庭室の「困難を抱える子どもや家庭支援について児童の居宅訪問し、家事支援等」とはどのような事業なのか。また、ヤングケアラーの定義とは何か。

(事務局) 養育支援訪問事業という名前が子育て世帯訪問支援事業になった。ヤングケアラーや対象児童の範囲を広げ、学校や地域の情報から、子どもの困難抱える状況、児童虐待にまで繋がるような家庭に、担当部署で判断をして、必要に応じて食事の支援等をしている。

(事務局) ヘルプがあると対応できるが、ヤングケアラーは発見しにくい。家に食事を提供した時に把握することもある。来年度、ユースプレイスが出来たら、見えてくる部分もある。ヤングケアラーの定義は、本来大人が受け持つべき家事、育児によって教育を受ける権利や、遊びたい、勉強したいという活動を阻害されるのがヤングケアラーである。毎日食事を作らされたり、祖父の世話をずっとさせられたり、子守をさせられたりということがヤングケアラーに当たる。

(委員) その子自身が、不利益を自覚するのが、5年後10年後というケースが多い。学校現場で、気になる子を関係機関に繋いで対応してるケースもあるが、今の生活を壊さないように見守っていることもある。今後は見守りだけでなく支援してきたい。

○保育幼稚園室の「ばりっ子ピカピカ小1学級体験プロジェクト」で、保幼少の連携について、放課後児童クラブは学年、全学年の3分の1登録してる状況だが保幼小の連携に入っていない。

(事務局) 連携は必要であるが、個人情報で難しい部分もある。